

大津市教育委員会会計年度任用職員募集要項
【職種：医療技術職(栄養士)1種 東部学校給食共同調理場】

令和 8 年度に大津市教育委員会事務局 東部学校給食共同調理場において、義務教育諸学校（現在、小学校 15 校・中学校 9 校を所管）で実施している学校給食の物資調達等の業務にかかる会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務）が適用されます。

1. 募集人数 1人(週 38 時間 45 分)

2. 募集職種 医療技術職(栄養士)1種 東部学校給食共同調理場

3. 職務内容

- (1)学校給食用物資に関する業務
- (2)食材納入業者への対応、指導
- (3)学校給食課、学校給食共同調理場、給食実施校間の連絡調整
- (4)物品検収、保存食採取など学校給食を提供する上で必要となる業務
- (5)その他上記業務に付随する事務等の作業

【業務内容の変更範囲】:なし

4. 募集対象(資格等)

- (1)応募資格 栄養士の資格保有者
- (2)必要な経験等 パソコン基本操作(ワード、エクセル)

◎ 地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 応募受付期間

令和 8 年 7 月 21 日(火)から令和 8 年 8 月 4 日(火)まで

6. 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。
選考当日に下記の書類を持参してください。

- (1)ハローワーク紹介状(ハローワークを通じて応募される場合)
- (2)写真を添付した履歴書(JIS 規格)
- (3)栄養士免許
- (4)筆記用具

※ 選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日、祝日を除く 9:00～17:00 まで

【連絡先】大津市教育委員会 東部学校給食共同調理場

「会計年度任用職員採用担当者」まで 電話番号 077-547-2318

7. 選考日時及び選考会場

日 時 令和 8 年 8 月 5 日(水) 15:00～

選考会場 大津市栗林町1番1号 東部学校給食共同調理場(14:50 までに集合)

8. 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験(ワード、エクセル)

※上記6に記載する選考当日の持ち物をお持ちください。

9. 結果の発表

受験者本人宛に、令和 8 年 8 月 10 日(月)頃に可否通知を文書にて発送します。

(電話、メールなどでの問い合わせにはお答えできません。選考結果についての意義申し立ては受け付けません。)

10. 勤務条件

任用期間	令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※採用後1ヵ月(実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで)を条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	原則あり (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市栗林町1番1号 東部学校給食共同調理場
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週 5 日(月曜日～金曜日)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)
休暇	年次有給休暇 1 年目 10 日(任用期間に応じて付与。) 特別休暇あり(要件あり)
勤務時間	週 38 時間 45 分勤務(1 日 7 時間 45 分×週 5 日)休憩 60 分 A及びB勤務のシフト勤務になります。 A勤務 8:00～16:45※ ※A勤務の場合は、業務の都合により 1 時間程度早い出勤となる場合があります。

	日勤務 8:15～17:00
基本給	月額 242,460 円～268,920 円(地域手当含む) ※本市職員としての経歴に応じて決定します。 ※資格取得後の資格に関連する業務に従事した期間に応じて決定します。 採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大 4.65 月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当(片道 2km 以上の場合、上限月額 75,000 円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。 退職手当(月 18 日以上勤務月が連続 6 ヶ月を超えると、7 ヶ月目より退職手当の支給対象となり、雇用保険の適用除外となります。6 ヶ月までは雇用保険の対象です。)
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険(6 ヶ月まで) ※令和 4 年 10 月から、フルタイム 1 年目(12 ヶ月まで)は健康保険についてのみ、共済組合員(短期・福祉事業のみ対象)となっております。フルタイム会計年度任用職員として雇用された時点から、月 18 日以上勤務月が連続 12 ヶ月を超えると、13 ヶ月目から共済組合員(長期給付も適用対象)となります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
福利厚生	大津市勤労者互助会に加入(任意)する場合、入会金全額及び月会費の半額は市で負担します。 12 ヶ月以後、共済組合員(長期給付対象)となった場合は、大津市職員互助会に加入(全員)します。
その他	・給与等支給日: 当月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。